

ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報物品等貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ねんりんピックはばたけ鳥取2024（以下「大会」という。）の開催に向け、のぼり旗等を活用した広報活動を展開することにより、広く県民の関心を高め、開催機運の醸成を図るため、広報活動に必要な物品の貸出しについて必要な事項を定める。

(対象物品)

第2条 貸出しをする広報物品は、「貸出対象物品一覧（別紙1）」のとおりとする。

(実施主体)

第3条 広報物品の貸出しは、大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

(対象者)

第4条 貸出しの対象者は、県内の市町村及び関係機関・団体のほか、事務局が適当と認める者とする。

(使用承認等)

第5条 広報物品の貸出しを希望する者は、あらかじめ「広報物品等貸出申請書（様式第1号）」を事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、前項の申請書が適当であると認められるとき、「貸出記録簿（様式第2号）」に記入の上、広報物品の貸出しを行うものとする。なお、次のいずれかに該当する場合は、広報物品の貸出しの目的に反するものとして貸出しを行わないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等に使用されるおそれのある場合
- (2) 広報物品を使用して営利目的の活動を行うおそれのある場合
- (3) 大会の広報以外の目的で使用されるおそれのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれのある場合
- (5) 不当な利益をあげるために使用されるおそれのある場合
- (6) 大会のイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
- (7) 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- (8) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
- (9) 広報物品を使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するもの

(10) その他事務局が不相当と認めた場合

3 貸出しを受ける者(以下「借受者」という。)は、広報物品を事務局から直接受け取り、直接返却することを原則とする。ただし、やむを得ず業者等に運搬を依頼する場合には、その費用は借受者の負担とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は原則として7日以内とし、使用後は速やかに返却するものとする。ただし、特に事務局が認めた場合は7日を超えて貸出しを行うこととする。

(使用料)

第7条 貸出しに係る料金は無料とする。

(遵守事項)

第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなくてはならない。

(1) 借受者が広報物品を使用する場合には、管理者が注意をもって取り扱うこととし、借受者は、広報物品の使用及び使用後の手入れ等について、「注意事項(別紙2)」を遵守して取り扱わなければならない。

(2) 借受者は、広報物品を第三者に転貸してはならない。

(3) 借受者は、広報物品を転売してはならない。

(事務局の責任)

第9条 広報物品の使用による借受者の被害に対しては、事務局は一切その責めを負わない。また、借受者が第三者に被害を与えた場合も、事務局は一切その責めを負わず、借受者の責において、その被害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が、広報物品の滅失、損傷・汚損等損害を与えた場合には、現物又は修繕費用等の実費をもって負担させることがある。

(報告)

第11条 借受者は、貸出しを受けた広報物品の使用終了後に、それらの使用状況が分かる写真(任意様式)を事務局に提出しなければならない。

(貸出しの取り消し)

第12条 事務局は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。この場合、借受者に損害が生じても、事務局はその責めを負わない。

- (1) 借受者が第5条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合
- (2) 借受者がこの要領に違反した場合
- (3) その他広報物の使用継続が不相当であると認められた場合

附則

この要領は、令和5年2月22日から施行する。

別紙1

貸出対象物品一覧

No.	物品名	規格等	貸出可能数量
1	のぼり旗	幅約60cm×高さ約180cm	10枚
2	のぼり旗ポール	約160cm（収納時）	10本
3	のぼり台 （水タンク式）	幅43cm×奥行43cm×高さ30cm ※水タンク式	10台

※ 基本的に希望する数量を貸出しますが、在庫状況により、希望に沿えない場合があります。

※ 原則、のぼり旗ポール、のぼり台はのぼり旗とセットで貸出すものとし、のぼり旗ポール、のぼり台のみでは貸出しません。

別紙2

注意事項

1 のぼり旗（ポール、土台を含む）

（1）使用時

- ア 荒天時は原則として使用をしないこと。
- イ のぼりを設置する際、転倒防止に十分留意すること。

（2）使用后

- ア 汚れた場合は、汚れを十分に落とすこと。
- イ 雨水等で濡れた場合は、十分に乾燥させること。
- ウ ポール、土台は組み立て前の状態に戻し、旗は1枚ずつ折り畳むこと。
- エ 破損、又は部品を無くした場合は、事務局に申し出ること。
- オ 土台に入れた水を全て抜いた状態で返却すること。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会
会長 ○○ ○○ 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報物品等貸出申請書

「ねんりんピックはばたけ鳥取2024広報物品等貸出要領」を了承のうえ、下記のとおり申請します。

記

貸出を希望する 物品名及び数量				
使用 目的	イベント名称			
	開催場所			
	開催日時	令和 年 月 日 (曜日)		
	主な参加者		参加見込人数	約 人
	使用目的			
	受取希望日	令和 年 月 日 (曜日)		
	返却希望日	令和 年 月 日 (曜日)		
連絡先	担当者名			
	電話			
	電子メール			

※1 申請する前に必ず在庫の有無を事務局まで確認してください。

※2 イベント等の内容が分かる資料を添付してください。

